

農業基本法改訂への意見

ラムサール・ネットワーク日本 金井裕

NPO法人 ラムサール・ネットワーク日本

ラムサール条約COP10(2008年韓国チャンウォン)の開催を契機に集まった湿地保全NGOによりラムサール条約による湿地保全の推進を目的に設立。

• ラムネットJの立ち位置

水田の生物多様性向上

ラムサール条約およびCBDの水田決議に基づく活動

愛知目標の実現に向けた田んぼの生物多様性向上10年計画の実施

生物多様性保全ポスト2020年枠組の実現に向けた活動を展開

水田目標2030と田んぼの生物・文化多様性2030年プロジェクト

• 農林水産省との関係

2008年より、農林水産省(地球環境室)、環境省(野生生物課)、国土交通省(環境政策課)と情報・意見交換会(水田決議円卓準備会)を開催

水田や条約湿地、国別報告書作成などで協力

新農林水産省生物多様性戦略、みどりの食料システム戦略についても意見交換

農業政策への考え方・取り組み

- ①水田は豊かな生物多様性を持つ湿地生態系として機能できる
ラムサール条約および生物多様性条約 水田決議
- ②農林水産業の場における国土保全の役割は極めて大きい
実際に国土に占める農林水産業の場の面積が大きい
- ③水田の重要性は農業の中でとりわけ大きい
農地の半分が水田
- ④食料生産の場としての水田は良好な湿地生態系として機能させるべき
→愛知目標達成のため「田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト」
このためには農業の場にくわえて社会全体のあり方が変わる必要がある
伝統的文化の見直しから新しい文化を創造し生産の場を変えて行く
→ポスト2020生物多様性枠組実現のため、水田目標2030を作成
「田んぼの生物・文化多様性2030プロジェクト」スタート



農業の重要性

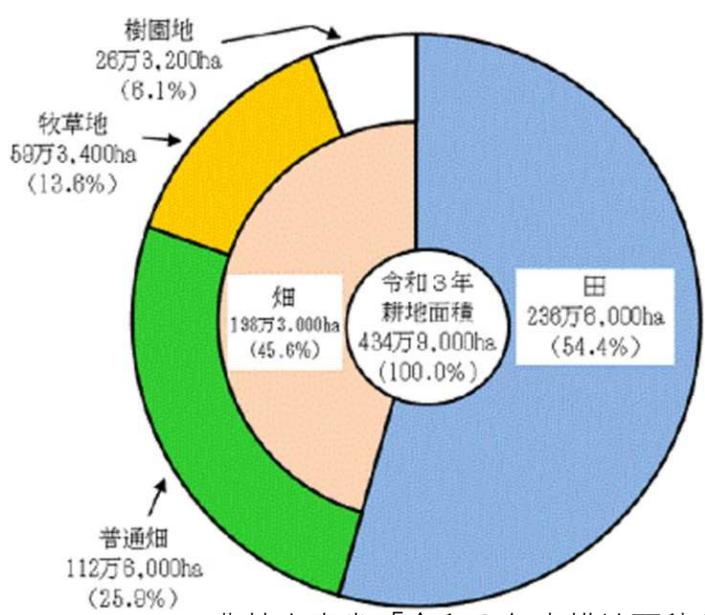
- 国土に占める割合が大きい

地形別面積

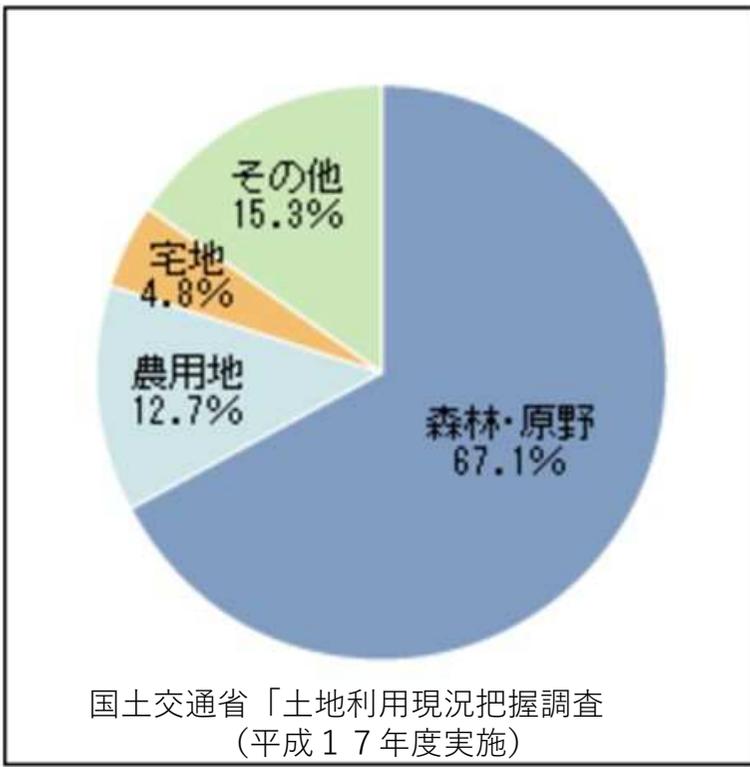
山地	きゅうりょうち 丘陵地	台地	低地	ないすいしきとう 内水域等
230,331km ²	44,337km ²	41,471km ²	51,963km ²	9,232km ²
(61.0%)	(11.8%)	(11.0%)	(13.8%)	(2.4%)

出典)平成19年11月「第57回日本統計年鑑」日本統計協会 表1-8より作成

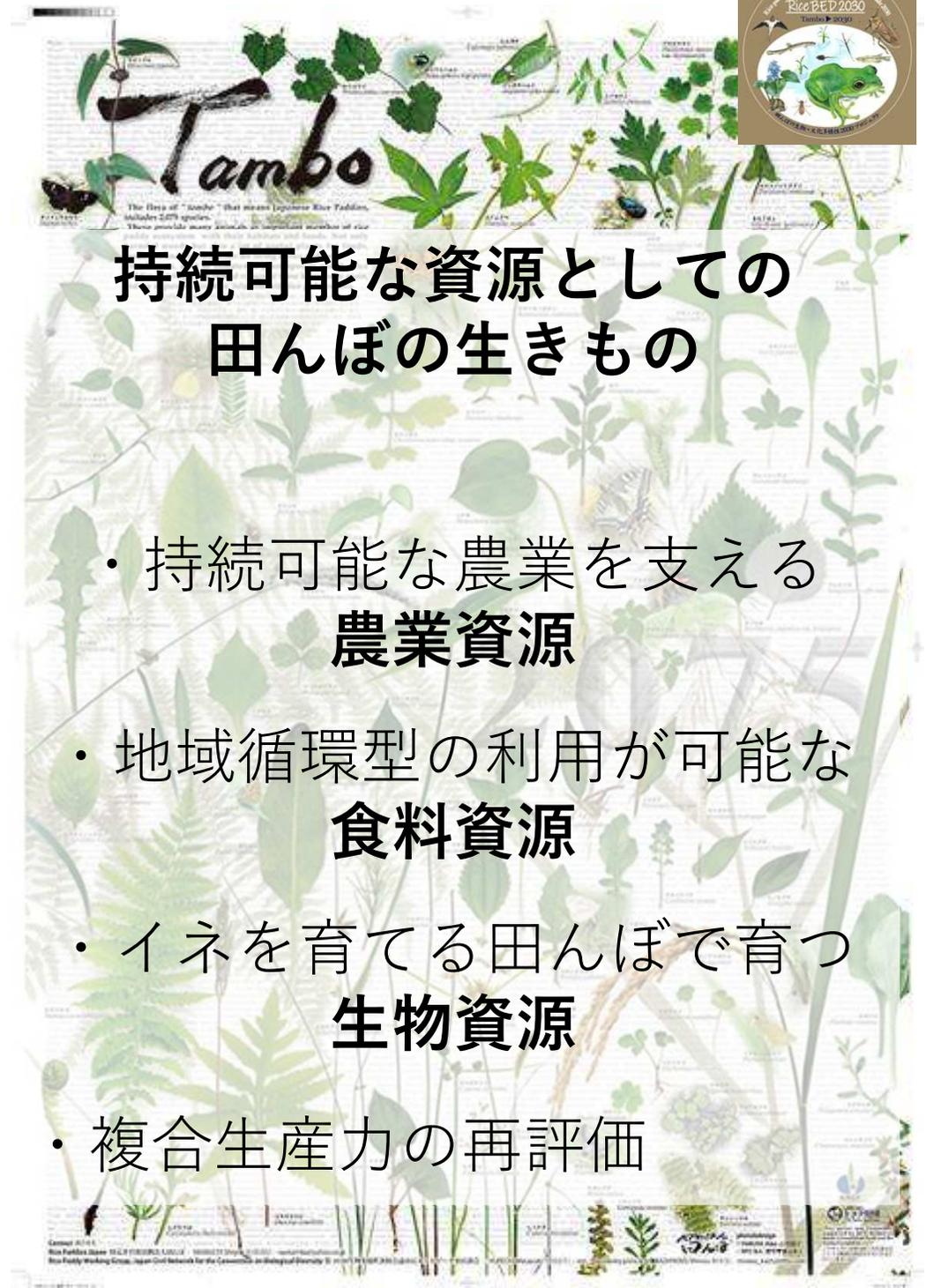
図1 耕地種類別面積及び割合(全国)



農林水産省「令和3年度耕地面積」

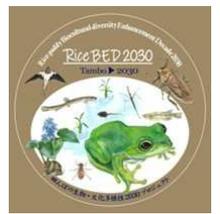


国土交通省「土地利用現況把握調査 (平成17年度実施)」



- 持続可能な資源としての
田んぼの生きもの
- 持続可能な農業を支える
農業資源
 - 地域循環型の利用が可能な
食料資源
 - イネを育てる田んぼで育つ
生物資源
 - 複合生産力の再評価

田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト (田んぼ2030プロジェクト)



2030 Project on Biological/Cultural Diversity in Rice Paddies

田んぼ2030プロジェクト 新水田目標

田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト成果

生物多様性条約 ポスト2020目標

持続可能な開発目標
(SDGs: Sustainable Development Goals)



参加してほしい人たち

田んぼの
生物多様性に
関心をもつ人

農家

農業関係団体

企業・団体

行政関係

教育関係

消費者

市民団体

研究者

田んぼ、お米、生きもの、農のある地域づくりに
関係するすべての人へ・・・

みんなの力で
日本の田んぼに
生きものにぎわいを
取り戻そう！

水田目標2030

田んぼの生物・文化多様性
2030プロジェクト



NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本

田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト冊子

<https://tambo10.org/plan>



水田目標	内 容
T. 1	流域の生物多様性の向上
T. 2	田んぼの生態系の回復・再生と、未来への継承
T. 3	田んぼの生物多様性を育む農業システムの管理下への組み込み
T. 4	田んぼの生きものの保全・回復
T. 5	田んぼの生きものの遺伝的多様性の保全・回復
T. 6	人と生きものとの共生
T. 7	田んぼの外来生物への対策
T. 8	稲作による汚染・環境負荷の低減
T. 9	田んぼを通じた気候変動対策
T.10	伝統的農法・水管理の再評価と田んぼの生きもの利用促進
T.11	田んぼによる災害被害の低減と回復
T.12	都市環境保全と田んぼとの連携
T.13	地域・風土に適応した品種の開発・保全
T.14	田んぼの生物多様性保全政策の実施
T.15	田んぼの生物多様性保全を推進する企業活動の発展
T.16	市民の価値観・行動の変革による生物多様性を育む農業の主流化
T.17	バイオテクノロジーによる悪影響への対処
T.18	生物多様性を育む農業に有害な補助金の削減・改善
T.19	生物多様性を育む農業支援の確保
T.20	生物多様性を育む農業への地域の伝統・知識・経験の活用
T.21	市民・NGOなどの政策・施策・事業など意思決定への参加の確保
T.22	国内外の組織・機関や団体との協働の推進

A：田んぼとその周辺で生物多様性を保全する活動

田んぼの生きものを回復し増やす

田んぼの生きものと社会課題を解決する

①農産物の消費・流通

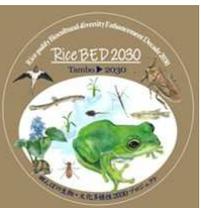
②農産業への投融資

③普及広報・教育

政策・施策

国際連携

B:Aを支え、社会を変える活動



現実で進む劣化

- ・ 農法（慣行農法、有機農法、生物多様性農法）
- ・ 構造（田面、畔、水路）
- ・ 管理（灌漑・排水、周辺草刈）



農法（exp.農薬使用農法）

様々な「負」の要因



構造（exp.水路のコンクリート化）



管理（exp.温室効果ガス対策中干延長）

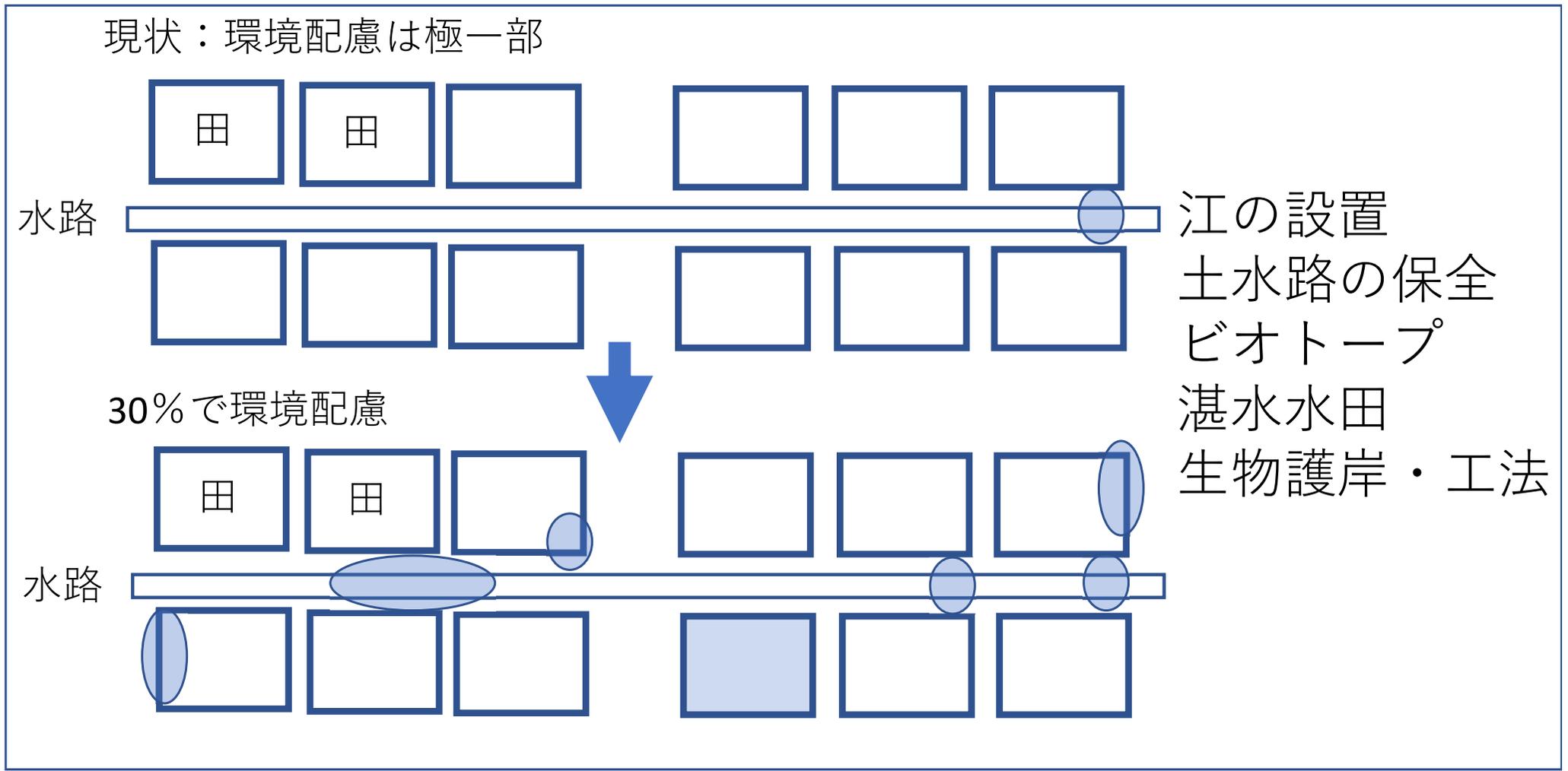
昆明・モンリオール生物多様性枠組 (ネイチャー・ポジティブ 生物多様性の回復)

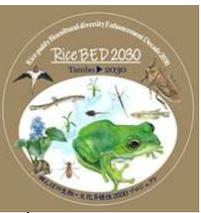
- 行動目標 2 : 2030 年までに、劣化した陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の生態系の少なくとも30%の地域で効果的な回復下にあることを確保する。
- 行動目標 3 : 2030 年までに、陸域及び内陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%を保護区域とする
- 行動目標 10 : 農業、養殖業、水産業、林業地域の長期的な持続可能性と生産性を確保する



30by30の考え方を広く

→ 耕地面積や水路延長の30%で環境配慮を
(基盤整備や強靱化事業実施時、既存耕地の自然再生)





A：田んぼとその周辺で生物多様性を保全する活動

直接の生物多様性保全：農家さん

- ・ 農法（慣行農法、有機農法、生物多様性農法）
- ・ 構造（田面、畔、水路）
- ・ 管理（灌漑・排水、周辺草刈）



ふゆみずたんぼ（冬季湛水）



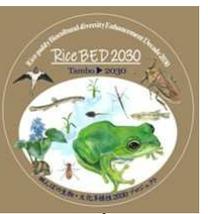
収穫後の溝で水分維持（太田川土地改良区）

「負」から「正」へ 水田目標2030：T1.-T.11



水田魚道設置（愛知県農総試）

地域の文化



A：田んぼとその周辺で生物多様性を保全する活動

直接の生物多様性保全：農家さん

・農法、・構造、・管理 「負」から「正」へ

①農産物の消費・流通

伝統的・新しい食材
地域ブランド

②農産業への投融資

地方活動への投融資

③普及広報・教育

郷土の自然、生きものの体験、食育



B:Aを支え、社会を変える活動

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会 中間 取りまとめの課題

- 農業による生物多様性の劣化要因の具体的分析がない

→ 農薬使用、耕地基盤整備事業等による劣化

- 生物多様性保全への国内外の情勢変化と農業への具体的課題が示されていない

昆明・モンリオール生物多様性枠組世界目標 ターゲット

行動目標10: 農業、養殖業、水産業、林業地域の**長期的な持続可能性**と生産性を確保する

→ **地域の生態系・生物多様性を含めた持続可能性**

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会 中間 取りまとめの課題

- 新農林水産省生物多様性戦略(2023年3月30日改定)への言及がない

https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/230330.html

2023年3月7日・第10回新農林水産省生物多様性戦略
検討会

→ 座長による確認

みどりの食料システム戦略と農林水産省生物多様性戦略
は同等

P38

4環境分野

(3)環境に関する施策の見直しの方向性

①持続可能な農業の主流化

農業の持続的な発展に関する施策において、

(ア)全ての施策を通じ、環境負荷低減等に取り組むべきことから、各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする

→ きわめて重要 是非実現してもらいたい
回復への方向性が無いのが残念

(イ)有機農業の大幅な拡大、水田農業や畜産業におけるメタンや一酸化二窒素、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進

→ 生物多様性保全について具体性に欠ける
結果として環境負荷低減＝温室効果ガス対策となっている

農業基本法改訂への意見

●全体

1. 農林水産業を通して国土保全を行うべきであり、かつ生物多様性保全は国土保全上不可欠であることを明記する
2. 国内だけでなく、国際的な生物多様性枠組実現＝ポスト2020への貢献を明記する
3. 施策展開では、みどりの食料システム戦略と農林水産省生物多様性戦略を両輪として取り組むことを明記する

●環境分野

3. 農業における生物多様性保全の政策目標として下記をとりあげる

①施策について常に生物多様性への負荷を**予測・検証**し、マイナスを無くすだけでなく、**プラス効果を得る施策**を展開する。

→ **ネイチャー・ポジティブ**

②水田の30%で生物多様性保全の措置の実施

生物多様性保全には、少なくとも30%の保全措置を実行し、長期的に担保する。 → **自然共生サイト化・30by30**